

# 平成15年第18回教育委員会記録

平成15年12月10日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

**日時** 平成15年12月10日(水) 午後2時00分～午後2時40分  
**場所** 教育委員会室

**出席委員** 委員長 丸田 頼一 委員長 大藏 雄之助  
職務代理者  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 納 富 善 朗

**欠席委員** (なし)

**出席説明員** 事務局次長 佐藤 博 継 庶務課長 和田 義 広  
学校運営課長 佐野 宗 昭 学務課長 井口 順 司  
施設課長 吉田 順 之 指導室長 松岡 敬 明  
中央図書館長 倉田 征 壽  
社会教育  
スポーツ課長 武笠 茂 中央図書館  
次長 杉田 治  
**事務局職員** 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏  
担当書記 野澤 雅 己

**傍聴者数** 10 名

### 会議に付した事件

#### (議案)

- 議案第59号 杉並区立学校安全衛生委員会設置規程の制定
- 議案第60号 杉並区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部改正
- 議案第61号 教育財産の用途廃止について

#### (報告事項)

- (1) 区立・私立幼稚園共同研修の実施について
- (2) 平成16年度学校給食調理業務に係る民間委託実施校の決定について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

## 目 次

会議録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第59号 杉並区立学校安全衛生委員会設置	
規程の制定	3
議案第60号 杉並区立学校安全衛生管理者等設置	
規程の一部改正	4
議案第61号 教育財産の用途廃止について	7
報告事項	
(1) 区立・私立幼稚園共同研修の実施について	8
(2) 平成16年度学校給食調理業務に係る民間委託	
実施校の決定について	8
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	10

**委員長** ただいまから第18回教育委員会定例会を開催いたします。

本日はご多忙のところありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は大蔵委員にお願いいたします。

本日の議事日程についてはご案内のとおり、議案が3件、報告が3件となっております。議案審議に入る前に、前回の委員会で大蔵委員が12月1日より委員長職務代理者になることが決定いたしました。前回はご欠席でしたので、本日もご挨拶をお願いしたいと思います。

**大蔵委員** 前回は臨時ということで急に会議が開催されたため、欠席いたしまして申し訳ありませんでした。その間に決議がありまして、私が職務代理者ということになりました。私は全然知りませんでした。急にこのようなことになりました。一生懸命にやるつもりです。どうぞよろしくお願いいたします。

**委員長** 議案審議に入ります。日程第1、議案第59号「杉並区立学校安全衛生委員会設置規程の制定」と、日程第2、議案第60号「杉並区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部改正」、以上2議案を一括上程し、審議させていただきます。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** まず、議案第59号「杉並区立学校安全衛生委員会設置規程の制定」について説明いたします。制定の理由ですが、労働安全衛生法第19条に基づいて、区的安全衛生委員会の対象とされてきた区立学校に勤務する区職員と、これまで定めなかった都費負担の区立学校に勤務する教職員を対象として、新たに杉並区立学校安全衛生委員会を設置するため規程を制定するものです。

規程の概要ですが、第1条は目的で、学校職員の労働安全と衛生に関する事項を調査審議するために、杉並区立学校安全衛生委員会に関する必要な事項を定めることを目的とする旨規定しております。

第2条は定義ですが、「学校職員」及び「総括安全衛生管理者」について定義しています。

第3条は委員会を教育委員会に設置すること。第4条は委員会の構成について定めております。構成は「総括安全衛生管理者」1名、これは次長です。「労働安全又は衛生について関連を有する職にある者」を7名。「産業医」を1名。「労働安全または衛生について経験を有する者」7名で構成するとしております。

第5条は委員の選任について。第6条は委員の任期について定めております。

第7条ですが、委員会の所掌事務を定めております。1点目として「学校職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること」、2点目は「健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること」、3点目は「公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関すること」、4点目は「前三号に掲げるもののほか、学校職員の危険及

び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項」としています。

第8条は委員会の議長について。第9条は委員会の開催について。第10条は委員会開催の定数を定めております。

第11条は表決方法となっておりますが、委員会の議決は出席委員全員一致によることとなっております。これは法が制定された後に旧労働省が出した通達におきまして、安全衛生委員会において問題となった案件については、労使双方の一致による決定とすることが必要であることが示されており、区でも設置している労働安全衛生委員会設置規程にも同様に全員一致と規定していることを踏まえて定めたものでございます。

第12条は委員会の調査について、第13条は委員会への関係学校職員の出席について。第14条は教育長が委員会の意見を尊重し、議決事項を速やかに実施する努力義務を規定しております。

第15条から第20条につきましては、事業場に設置することができる部会について、必要事項を定めてあります。第21条から第25条ですが、労働安全及び衛生に関する専門的な事項を調査、研究するために設置される専門部会についての必要事項を定めてございます。第26条は事務局に関する規程で、委員会の事務局は学校運営課、部会の事務局は設置される事業場に置かれる旨定めてあります。第27条は委任に関する規程です。この規程の施行日は平成15年12月22日としております。議案第59号の説明は以上です。

引き続き議案第60号「杉並区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部改正」について説明いたします。改正の理由ですが、杉並区立学校安全衛生管理者等設置規程は労働安全衛生法に基づき、安全衛生管理者等を区立学校に設置するため平成14年度に制定したのですが、同規程の対象に南伊豆健康学園が含まれていなかったため、対象に加えるための規程の改正をするものです。

改正の概要ですが、訓令前行署名中の「教育機関」を「学校 健康学園」に改める。学校職員の定義に南伊豆健康学園に勤務する職員を加えるものです。施行日は同じく平成15年12月22日です。私からは以上です。

**委員長** ただいまの説明にご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

**大蔵委員** 厚生労働省の省令下規則にあるとのお話でしたが、委員会の表決をするのに、全員一致というのは良くないのではありませんか。停滞していつまでも次のことが決められないということがあり得るわけですから、多数決でなくても3分の2でもいい、やはり全員一致ではないほうがいいと思います。

**学校運営課長** 庶務課長の説明にもありましたように、国の労働安全衛生委員会の運営の方法等々については、国の一定の基準が示されており、それによることとしております。安全衛生委員会そのものについては、議事内容について決定していく場というよりも、調査、研究をして、執行

機関に対して意見を述べたり、サジェスションをしていく場ですので、基本的には全員一致で、一致した考えについて執行機関に対してサジェスションしていくと考えております。

**大蔵委員** そんなにこだわりませんが、執行機関ではないから、研究、進言するということであっても、基本の考え方は同じでも細部で意見が食い違うということは当然あり得ると思うのです。そのときに無理矢理に一致させようとするのは良くないのではないかと思います。

**宮坂委員** 大きないまの考えと関連するのですが、いい悪いということではなく、これは矛盾していないでしょうか。第10条では「委員会は過半数の委員が出席しなければ」となっています。つまり、委員会は過半数の委員が出席すれば成立するわけで、ここでは何も決められないことになります。この「全員一致」というのは出席した委員の全員一致という意味なのでしょうか。

**大蔵委員** それは「出席委員の」と書いてあります。

**宮坂委員** そのときに欠席した委員は、すでに議決権を放棄したものと見なしてということになるわけですか。

**学校運営課長** 考え方としては委員のおっしゃるような考え方でよろしいかと思います。規程の上で「出席委員全員の一致によるものとする」と定めていますので、そのような考え方で進めたいと考えております。

**教育長** これはもともと一般的な表決論議というよりも、労働基準法の特別法で労働安全衛生法が出来てくる過程で非常に制約されているわけです。労働者の安全衛生に関わることで、身の危険や労働強化のことなどということになりますので、労使の委員の意見が一致したところで物事を進めていこうというのが根本的な考え方だと思うのです。意見が対立してしまうということをあまり想定はしていないのです。所掌事項に書いてありますように、学校職員の危険、健康障害を防止するための基本事項を定めるという考え方をすり合わせていくわけで、やるのは実施機関ですから、あまり細かいことをこの委員会でやるわけではないのです。労働基準法から特別法として安全衛生法ができてきた成り立ち、事の性質といったことを受けて、多分当時の労働省の法律の運用解釈が出てきていると思うのです。それが全員一致したところで物事を進めていくべし、という話だと思います。

**委員長** いま言われたような労働安全衛生法下という性格的なものもあると思うのです。全員一致ということは、そのようなところでは大体習わしとしてやってきていると思います。

**教育長** 全員一致というよりも、基本的には労使一致なのです。全員と言っても1人ひとりの委員に着目しているわけではなくて、それぞれに委員を出し合って、労使の考え方をきちんと協議する。予算の範囲もありますし、もう一方で安全衛生は当然守っていかなければいけないことがありますので、労使が意見を一致させ、すり合わせしながら進めていこうという考え方が、言葉に

すると「全員一致」となるので、閣議の決定みたいな話になりますが、もともとはそのような趣旨ではないのです。

**大蔵委員** しかし、第4条に委員の構成、委員会の構成が書いてありますが、これには労使という考え方は、これで見ると出てこないです。「労働安全又は衛生について関連を有する職にある者」、「労働安全又は衛生について経験を有する者」であって、「総括安全衛生管理者」と「産業医」を除けば、それ以外のところに労使という考え方は出てこないです。

**教育長** 言葉の表記から言うとそうです。

**大蔵委員** それにこれは学校のことです。学校の安全衛生ですから労使というのもそれほどないと思いますから、労働安全衛生法の趣旨からすると、ちょっと違うところにある委員会だろうと思います。万が一、これを法の趣旨と違って3分の2を多数決なりで決めることにしたらどうなるのですか。

**学校運営課長** 委員の構成のご質問かと思えます。委員の構成については第4条でご案内のとおり構成になっていますが、委員の選任手続が第5条に規定されており、「労働安全又は衛生について関連を有する職にある者」である第2号と、第3号の委員の「産業医」については教育長が選任という形になっております。「労働安全又は衛生について経験を有する者」である第4号の委員については、各職場で選ばれる委員と考えておりますが、これについては学校に勤務する職員で組織する職員団体の推薦に基づき、教育長が選任するというので、いわば組合推薦といった形で選任をしていただくものでございます。

**大蔵委員** 私が聞いているのは委員の構成ではありません。多数決ということに決めたらどうなりますかということです。

**学校運営課長** 労働安全衛生委員会そのものの意志決定の方法、考え方によるかと思えます。これについては先ほども説明しましたが、国のほうで労働安全衛生法を制定し、そのときにどのような形で労働安全衛生委員会を運営していくかの中で、早い話が使用者側委員と組合側の委員との意見調整の場として安全衛生委員会を設置しているという趣旨から鑑みて、全員一致することが1つの職場の労働環境の改善に繋がっていくものであろうということ、そのような考え方を定めたと考えております。定めること自体については、特に法律違反にはならないと考えています。

**大蔵委員** 一般的に労使ということで会社や官庁ということであれば、労使の関係は非常にはっきりしますが、学校ですから、そんなに労使という利害の対立ではないということからすれば、私は両方の意見を聞いてという、労使の対立がないように全員一致というのはちょっと違うのではないかと思います。ただ、それほど重要なことではないので、私が体を張って断固としてこれに反対するというものではありません。合理的に考えて、私は多数決でいくべきであると思ってい

ます。それが法律に違反して訂正を中央官庁から求められるとか、裁判で是正せよと言われるような趣旨のものであるならば別ですが、そうでないならば、私は過半数が甘いなら3分の2多数決にでもしておけばいいのではないかと考えています。

**学校運営課長** 基本的に、労働環境の改善は教育委員会の責任で改善を図っていくべきもので、委員が言われた趣旨も、私ども受け止めさせていただき、そういったことも含めて運営をしていきたいと考えております。

**委員長** 大蔵委員、よろしいでしょうか。

**大蔵委員** 賛成したわけではありませんが、結構です。

**委員長** 構成員は16人で偶数なのです。8対8になったらどうするのでしょうか。

**大蔵委員** それでも議長を立てると言っていますから、議長を除くと奇数になります。

**委員長** 議長が入る場合もありますね。

**大蔵委員** そのようなこともあります。その細かい規程はありませんから、通常の規程からすると、議長は最初は採決に加わらないのでしょうか。ただ、欠席者もいますから、出席委員が何人になるかということもあります。

**委員長** ほかにはよろしいですか。

では初めに、議案第59号「杉並区立学校安全衛生委員会設置規程の制定」につきましては、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議ありませんので、議案59号につきましては原案どおり可決いたします。

次に議案第60号「杉並区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部改正」につきましては、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議ありませんので、議案60号につきましては原案どおり可決いたします。

次に日程第3、議案第61号「教育財産の用途廃止について」を上程し審議いたします。施設課長より説明をお願いいたします。

**施設課長** 議案第61号「教育財産の用途廃止について」を説明いたします。用途廃止する財産の表示ですが、名称「区立桃井第二小学校」、所在地・種類は記載のとおりでございます。種目「貯水池」となっておりますが、これは地上置き型のプールです。数量・価格は記載のとおりです。用途廃止の理由ですが、桃井第二小学校屋外プール改築工事に伴い、取り壊しのため用途廃止をいたします。本件プールは昭和31年に築造いたしました。築後47年経ち、経年劣化もさることながら、河川に近いということもあり、地盤沈下が進行して中央部分に大きな亀裂が走っております。



す。非常に改修困難な状況になってきましたので、本年改築することになりました。現在工事は進行中でございます。

**委員長** ただいまの説明に、ご質問ご意見があればお願いいたします。

特によろしいですか。では、議案第 61 号「教育財産の用途廃止について」につきましては、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議ありませんので、議案 61 号につきましては原案どおり可決いたします。

次に日程第 4、報告事項に入ります。学務課関係が 2 件ありまして、(1)「区立・私立幼稚園共同研修の実施について」、(2)「平成 16 年度学校給食調理業務に係る民間委託実施校の決定について」の説明を、一括して学務課長からお願いいたします。

**学務課長** 初めに「区立・私立幼稚園共同研修の実施について」ですが、青いパンフレットを用意しております。区立・私立幼稚園の共同研修については公私の枠を超えて、杉並の子どもたちの成長を支え、幼児教育に携わる教諭の指導力向上あるいは、教育内容の交流を進めるために平成 14 年度から実施しております。今年度については、資料にもあるように秋山仁教授を講師に招き、「子どもの数だけ夢があり、夢の数だけ将来がある」というテーマで講演会を行うこととしております。日時、会場については記載のとおりでございます。

次に、「平成 16 年度学校給食調理業務に係る民間委託実施校の決定について」報告いたします。学校給食調理業務の民間委託については、平成 13 年 2 学期より始め、平成 16 年度が 4 年目になります。これまでに実施している学校は小学校 7 校、中学校 7 校の小中学校合わせて 14 校という実績でございます。その中で、今年度については記載の小学校 3 校、中学校 2 校の 5 校について実施いたします。実施校の数については、区の給食調理職員の退職状況を踏まえて出しております。そのような中で、来年度に向けては 5 校を実施するということでございます。実施する学校については記載の 5 校ですが、この 5 校を選ぶに当たっては 1 の(2)「選定理由」にあるような理由で、施設設備の整備状況あるいは栄養士の配置状況等々、総合的に勘案し、記載の 5 校に決定したものです。これによって、給食委託校は合計 19 校となり、3 割近くの区立小中学校が民間委託になるという状況になります。

今後については 2 「実施に向けた準備について」に記載のとおりですが、委託業者の選定に向けての作業を進めたり、委託を進める学校の保護者の方々への周知、当該委託校での学校給食運営協議会の設置等々の取り組みを進めていく予定でございます。

**委員長** では最初に「区立・私立幼稚園共同研修の実施について」、ご質問ご意見がございましたらうぞ。

よろしいですか。では、次に「平成16年度学校給食の調理業務に係る民間委託実施校の決定について」、ご質問等があればお願いいたします。

**安本委員** ここに5校の記載がありますが、自分のところでやりたいと希望を出すような学校はないのでしょうか。

**学務課長** 校長先生などへお話をする中では、そのような声を上げていただいている学校もございます。ただ、いろいろな条件を勘案して、私どものほうは総合的にこの5校を選んだというところがございます。この5校選定に当たりましては、事務局の中に選定委員会を設け、総合的にそれぞれの立場から見て選べるようにして選考してきたという経過があります。

**安本委員** いままでの14校は多分業者が全部違っていると思いますし、今度はまた選定委員会で業者が決まると思うのです。いままで3年やっていて評判がいい、悪いなどといったことも含めて、今度はいままでやった業者のうちから選ぶというようなことは考えていらっしゃいますか。

**学務課長** 業者については、実施の1年目についてはすべて入札でやっております。そのような中で、例えば今度は5校をやるわけですが、5校の委託候補としては、いままで委託実績のある14校の業者と、その他に私どものほうで「委託するに値する力を持っている」と判断した業者を候補といたします。「委託するに値する力を持っている」かの判断につきましては、PTA役員の方々にも入っていただいて業者選定委員会を設け、その中で業者のプレゼンテーションなども受けながら、まず入札に入るに値するかどうかを審査いたします。

今回のことで申し上げれば、14業者プラス4業者程度、16～18業者程度に絞ってその中からそれぞれの学校の業者を入札により決定するというようにしております。いままではたまたま14校違うところでしたが、今後においては1つの業者が2校、3校を持つという結果も考えられると思っております。

**安本委員** 2年で契約を替えるなどといったことはありましたでしょうか。例えば営業上2年間とか、そのようなことはありましたか。契約は単年度ですか。

**学務課長** 契約につきましては単年度です。この3年間においては、1年目に契約した業者を改めて2年目に替えるかというところの中で、継続による安定性や、一方で業者を替えることによる入札による効果といったところを勘案しており、総合的に勘案して現在のところは3年目という中では引き続きその業者にやっていただいているというのが実態です。今後4年目、5年目となってくると、安定した委託ということの効果とともに、一方ではコスト的な面での課題も出てきますので、その辺を総合的に勘案して、見直しも含めた検討をしていきたいと思っております。

**安本委員** 日程的には委託業者の決定はいつ頃の予定ですか。

**学務課長** 議会に予算案を発表する関係もありますので、2月以降にそういった作業を進めていくこととなります。3月に入るまでにはそれぞれの学校の業者が決まるという状況です。

**安本委員** 運営協議会のことで、現在14校とも全部動いているとは思いますが、その中で何か際立った意見といったものは出ていますか。

**学務課長** 14校全部に置いております。その中で、これはいいことか、悪いことかということもあるのですが、1年目よりは2年目と経つ中で開催回数というものが減っているという傾向がございます。それはある意味では委託の内容が安定している、そのような中での保護者の方々の安心感もあるかとは思っておりますが、一方で、初期の設置目的に照らして、そういった運営でいいのかという問題意識も持っているところでございます。

**委員長** ほかにはよろしいですか。では、この件についても意見聴取いたしました。

最後に「杉並教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、社会教育スポーツ課長より報告をお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** お手元の資料の一覧をご覧くださいと、11月分の合計は27件、定例、新規で申し上げますと定例19件、新規8件となります。共催、後援では共催16件、後援11件となっております。新規分について説明しますと、No.1新規・後援、「北之台雅楽研究会」が行う雅楽の演奏会。学校教育に和楽器ということで見直されていることもあり、鑑賞の機会を与えたいという趣旨から開くものでございます。会場は世田谷区の区民会館ホールです。開催期間については記載のとおりです。No.2新規・後援、「郷土を愛する講演会実行委員会」が行う「郷土と同胞を愛する講演会」。これについては杉並の郷土の歴史、拉致事件についての講演会をセッション3階集会室で行います。開催期間は記載のとおりです。No.3新規・後援、「市民文化サークル21実行委員会」が行う「激動の20世紀展」、これはパネル展示により1世紀を見渡す展示を行うということです。セッション杉並展示室でNo.2と同じ期間行います。代表者は同じですが、団体名、内容が違ふということで別々の申請になっております。No.4新規・後援、「日本児童文化教育研究所」が行う「家庭教育講演会・家庭教育と舞台上演」ということで、子育ての喜びという講演、歌と芝居語りという内容で行うものです。会場は区立産業商工会館、開催期間は来年1月25日となっております。

2ページ裏側に新規・共催が載っております。No.1、No.2ともに家庭学級として行うものです。No.1は東原中学校区家庭学級実行委員会。No.2は天沼中学校PTAが行うものです。授業の中身は、総合的な学習というものを学び、それについてともに考えていこうという内容です。会場、開催期間については記載のとおりです。

3ページは庶務課のほうですが、新規・後援、「蘇れ 日本人の会」杉並支部、「蘇れ 日本人

の会」新春の集い、これは3名の講師による講演会となっています。会場は杉並産業商工会館、来年1月14日開催です。

4ページは学務課関係で、No.1新規・後援、「南伊豆健康学園保護者会」が行う南伊豆健康学園展示会ということで、高井戸地域区民センター他6カ所、開催期間は記載のとおりでございます。

**委員長** ご質問等があればお願いいたします。

**大蔵委員** いちばん最後の南伊豆健康学園のものは、高井戸地域区民センターを入れますと全部で7カ所です。これは11月30日から12月20日まで、この7カ所ずっと全部同じところでやるのですか、それとも持ち回りでやるのですか。

**学務課長** それぞれ1日ずつ。ですから間が空いております。その中でたしか1カ所1日ですので、延べ7回やっているということでございます。

**委員長** 以上で報告事項の聴取を終わります。

予定されました日程はすべて終了いたしました。本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。